

山形県告示第57号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係町役場において縦覧に供する。

平成27年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 最上小国川地区水資源保全地域  
(2) 区 域 最上郡最上町1林班から57林班まで並びに同郡舟形町長者原字立石996番並びに富田字アケビ沢1368番、1369番、1371番、1372番、1375番5、1375番6、1921番、1922番1、1922番2、1923番から1925番まで、1927番、1928番1、1928番3、1929番1、1929番2、2018番、2018番3から2018番7まで、2018番9、2018番11、2018番12、2069番1、2070番1、2238番、2239番、2308番、2311番、2341番、2387番7から2387番9まで、2387番18、2387番20、2387番111、2387番113、2387番122、2387番123及び2387番139並びに舟形字木友沢636番1、637番、637番1から637番3まで、2387番115、4848番、4851番、4853番、4857番、4871番及び4872番並びに同字木友山1974番、1977番、2320番、2536番、2543番、2547番、2675番、4849番及び4850番並びに同町1林班から9林班まで、42林班、43林班、45林班及び46林班
- 2 (1) 名 称 川西町犬川地区水資源保全地域  
(2) 区 域 東置賜郡川西町9林班ろ小班及びは小班、10林班から19林班まで、43林班から71林班まで並びに76林班から91林班まで
- 3 (1) 名 称 川西町黒川地区水資源保全地域

(2) 区 域 東置賜郡川西町20林班から42林班まで